

とやま中央会 FAX 情報

2018. 5. 15 発行 №535

小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業・ 取引力強化推進事業の公募を実施しています

本会では、小企業者、小企業者組合及び小規模事業者組合の経営基盤の強化、取引力強化を目的に小規模事業者組織化指導事業を全国中央会の委託を受けて実施しています。

この度、各事業の公募を開始いたしますのでご案内いたします。

1. 公募締切

平成30年5月25日（金）（必着）

2. 事業内容等詳細

【小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業】

(1) 小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施するフィージビリティ・スタディ（同一年度に行う、当該フィージビリティ・スタディの前提となる基礎的な調査を含む。）

(2) 上記(1)のフィージビリティ・スタディの結果を活用した、具体化のための事業（実施例）

- ・ITの活用や物流効率化等の実証システムの開発、プロトタイプの開発
- ・海外市場開拓のための試験的な期間限定の多言語対応WEBサイトの構築
- ・新商品・新技術の開発（試作・改造・実験・実用化試験）等

補助対象者

(1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者（常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人（以下同じ））

以下の会社及び個人）であるもの。

- (2) 事業協同組合及び企業組合
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小企業者であったもの。
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、4分の3以上が小企業者であるもの。
- (5) 前記(1)～(4)に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあつては、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者であるもの。

補助金額・補助率

補助金額：上限900千円（税抜）/件

補助率：補助対象経費（税抜）の総額の
2/3

補助対象経費

謝金、旅費、会議費、借損料、通信運搬費、印刷費、原稿料、消耗品費、雑役務費、委託費

【取引力強化推進事業】

中小企業・小規模事業者が連携して、共同事

業の活性化や受注拡大等、取引力の強化促進を図るために行う特徴的又は先進的な事業。

補助対象者

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (2) 事業協同小組合及び企業組合
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの。
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (5) その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあつては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (6) 一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるものに限る。）であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。

補助金額・補助率

補助金額：上限500千円（税抜）／件

下限100千円（税抜）／件

補助率：補助対象経費（税抜）の総額の
2／3

補助対象経費

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

3. 申請先・お問い合わせ先

本会 流通・労働支援課

TEL. 076-424-3686

FAX. 076-422-0835

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/yWZ9>

◇ 「知事のタウンミーティング」開催のご案内

富山県では、「とやま新時代」にふさわしい県づくりを進めるための今後10年間の県政運営の中長期指針として、新総合計画「元気とやま創造計画—とやま新時代へ新たな挑戦—」を策定しました。新総合計画の内容を広く知っていただくとともに、県民の皆さんの参画のもとに、さらに元気な県づくりを進めていくため、知事が直接皆さんと語りあうタウンミーティングが県内4カ所で開催されます。

1. テーマ

「人が輝く元気とやま」の実現に向けて

2. 日時及び場所

①富山会場

日時：平成30年5月20日（日）

14時～16時（開場13時30分）

場所：富山県民会館304号室（富山市新総曲輪4-18）

②高岡会場

日時：平成30年6月9日（土）

14時～16時（開場13時30分）

場所：高岡商工ビル2階 大ホール（高岡市丸の内1-40）

③砺波会場

日時：平成30年6月24日（日）

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

14時～16時（開場13時30分）
場所：TONAMI 翔凜館3階 鳳凰の間（砺波市三島町11-8）

④新川会場

日時：平成30年7月7日（土）
14時～16時（開場13時30分）
場所：ホテルミラングラージュ2階 天翔の間（魚津市吉島1-1-20）

3. 定員 いずれの会場も200名（先着順）

4. 参加料 無料

5. お問い合わせ先

富山県経営管理部広報課

TEL. 076-444-8909

FAX. 076-444-3478

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1118/kj0000975-001-01.html

◇ 富山大学機器分析施設の多彩な分析装置をご利用ください

富山大学 研究推進機構 研究推進総合支援センター自然科学研究支援ユニット 機器分析施設では、ナノ構造解析領域、表面分析領域、分子構造解析領域、生体・環境情報解析領域、材料機能解析領域、物性計測領域等の各種の機器を開放しています。ぜひご利用ください。

機器の詳細は下記URLよりご確認ください。

<http://www.cia.u-toyama.ac.jp/>

お問い合わせ先

富山大学研究推進機構 研究推進総合支援センター 自然科学研究支援ユニット 機器分析施設

TEL. 076-445-6715

FAX. 076-445-6986

E-Mail. cia00@ctg.u-toyama.ac.jp

◇ 平成30年度 富山県中小企業等外国出願支援事業を公募しています

公益財団法人富山県新世紀産業機構では、優

とやま中央会FAX情報 No.535

れた技術や製品等を海外に展開するために、知的財産権を広く活用しようとする県内中小企業等が行う外国出願（特許、実用新案、意匠、商標（冒認対策商標を含む））に必要な経費の一部を助成する外国出願支援事業を実施します。

1. 助成対象者

下記のすべての条件を満たしていることが必要です。

(1) 富山県内に主たる事業所を有する中小企業者またはそれらの中小企業者で構成されるグループ ※なお、「みなし大企業」は対象外となります。

(2) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者、または自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には同等の書類を提出できる中小企業者等

(3) 本助成金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等

(4) 国及び当機構が行う本事業実施後のフォローアップ調査に対し、積極的に協力する中小企業者等

2. 助成対象となる外国出願

(1) 外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標出願

(2) 当事業への応募段階において、日本国特許庁へ既に特許出願等（PCT出願を含む）を行っており、次のいずれかの方法より外国特許庁への出願が完了する見込みであること。

- ・パリ条約等に基づく外国特許庁への出願
- ・PCT国際出願における各国への国内移行にかかる外国特許庁への出願
- ・ハーグ協定に基づく外国特許庁への出願
- ・マドリッド協定協議書に基づく外国特許庁への出願

(3) 交付決定日以降、平成31年1月31日までに外国特許庁への出願、または指定国への国内移行に係る事務手続きが全て完了するもの

3. 助成対象期間

助成金交付決定日から平成31年1月31日

4. 助成対象経費

外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用

5. 助成額・助成率

・特許出願：助成額150万円、助成率1/2以内

・実用新案・意匠・商標登録
助成額60万円、助成率1/2以内

・冒認対策商標登録出願
助成額30万円、助成率1/2以内

6. 申請締切

平成30年6月8日（金）17時必着

7. お問い合わせ先

公益財団法人富山県新世紀産業機構

イノベーション推進センター 連携促進課

TEL. 076-444-5606

FAX. 076-433-4207

<http://www.tonio.or.jp/josei/tokkyoshien/>

◇ 平成30年度「うるおい環境とやま賞」を募集しています

富山県では、景観づくりへの配慮・工夫が優れている建築物等や積極的な取組みを表彰する「うるおい環境とやま賞」の受賞候補を募集しています。

1. 募集対象

A 単体の建築物や土木施設、工作物等で、周

辺や地域の景観づくりのための配慮・工夫が優れているもの

B 複数の建築物等から成る生活空間や意識的に景観づくりが行われた自然を中心とする環境で景観が優れているもの

C 景観づくりの推進を目的とした個人又は団体による活動で、顕著な功績があったもの

2. 応募方法

自薦、他薦を問いません。応募用紙に必要事項をご記入のうえ提出してください。1人何件でも応募できます。応募用紙は下記URLよりダウンロードできます。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/kj0008015.html

3. 募集期間

平成30年6月29日（金）まで

4. 審査・表彰

富山県景観審議会景観賞選定部会が審査し、案件の特徴に応じて、以下の賞を表彰します。

- ・土の賞（地域の歴史や文化、自然などを守り生かした景観づくり）
- ・風の賞（現代的要素や独創性など、新たな息吹を感じさせる景観づくり）
- ・水の賞（水を効果的に活用した景観づくり）
- ・緑の賞（花や緑を効果的に活用した景観づくり）
- ・光の賞（地域への愛情に基づいた景観づくり活動）

5. お問い合わせ先

富山県土木部建築住宅課景観係

TEL. 076-444-9661

新型定期預金
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。
商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835